

港湾法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

【本則関係】

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【附則関係】

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

改 正 案	現 行
<p>（職権の委任） 第二十二條（略） 2 法第五十條の六第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十條の七第五項、第五十六條の四及び第五十六條の五並びに第十七條の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。</p>	<p>（職権の委任） 第二十二條（略） 2 法第五十六條の四及び第五十六條の五並びに第十七條の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。</p>

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜十二の五（略）</p> <p>十三 港灣法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項及び第五十条の十三</p> <p>十四〜三十五（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜十二の五（略）</p> <p>十三 港灣法第三十七条第一項第四号及び第四十条第一項</p> <p>十四〜三十五（略）</p> <p>2・3（略）</p>